

# 前橋法人会・前橋商工会議所・前橋市 共催 消費税軽減税率制度等説明会

このたび 前橋法人会・前橋商工会議所・前橋市 共催にて、標記の「消費税軽減税率制度等説明会」を開催致します。

消費税の軽減税率制度は、2019年10月1日からの消費税率10%引き上げと同時に導入されます。軽減対象品目を取り扱う事業者だけでなく、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者や、消費税免税事業者も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

多くの皆様にご受講頂きたくご案内申し上げます。

記

◇日時 平成30年8月23日(木) 14:00~16:00

◇会場 前橋商工会議所会館 2階 ローズ

(前橋市日吉町1-8-1 TEL:027-234-5111)

◇講師 前橋税務署法人課税第一部門 職員

■定員：150名 (1事業所につき2名以内 会員以外の法人・個人の聴講も可)

■締切：8月10日(金) (定員になりしだい締切)

■主催：(-社)前橋法人会研修委員会・前橋商工会議所・前橋市

申し込み・お問い合わせ先／前橋法人会事務局 TEL:027-234-2248 FAX:027-232-1380  
前橋商工会議所 TEL:027-234-5111 FAX:027-234-8031

必要事項をご記入の上、切り取らず 前橋法人会事務局 FAX(027-232-1380)  
または 前橋商工会議所 FAX(027-234-8031) 宛 にお申し込み下さい

## 『消費税軽減税率制度等説明会(H30.8.23)』 受講申込書

法人名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名		受講者名	
会員区分	前橋法人会・前橋商工会議所	所属する団体に○をつけてください	

※ ご記入頂く氏名・住所等は、説明会の連絡等諸準備以外の目的には利用致しません。